

大崎上島町次世代自動車導入促進 補助金の手引き

(令和8年4月作成)

【申請・問合せ先】

〒725-0301

広島県豊田郡大崎上島町中野2067-1

大崎上島町役場 環境衛生課

TEL : 0846-64-3513 Fax : 0846-64-3514

申請書等の様式は、大崎上島町のホームページからダウンロードできます。

補助金の申請をされる皆様へ

大崎上島町次世代自動車導入促進補助金の適正な執行のため、
「大崎上島町次世代自動車導入促進補助金交付要綱」や本手引きをよく確認し、
十分にご理解いただいた上で、補助金受給に関する手続きを適正に行っていただきますよう
お願いいたします。

- 申請書類は返却いたしません。申請者（申請にあたり委任を受けた者がいるときは
委任を受けた者）は、関係書類の提出前に控えをとっておいてください。

- 郵送提出をされる方は、特定記録郵便などをご活用いただき、到着状況につきましては
ご自身でご確認ください。
原則、電話での到着状況に関する問い合わせは受け付けません。

- 補助金の交付を受けた方は、本補助金を受けて導入した車両を適正に管理してください。

1 目的

二酸化炭素排出量の削減を図るため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は超小型モビリティ（以下「次世代自動車」という。）の導入を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 受付期間

次の期間内に先着順で受け付け、予算額に達した時点で受付を終了します。

令和8年5月1日（金）～令和9年3月19日（金）

※ 受付期間内であっても、予算額に達した場合は、受付を締め切ります。

3 受付場所

必要書類を大崎上島町役場 環境衛生課（役場大崎支所）に持参又は郵送してください。

※ 書類に不備がある場合は、受理できません。

※ 郵送提出をされる方は、特定記録郵便などを活用いただき、到着状況につきましてはご自身で確認ください。原則、電話での到着状況に関する問い合わせは受け付けません。

4 補助対象者

補助金の交付対象者となるのは、本町に住所を有する個人又は、本町に事務所又は事業所を有する法人（国又は地方公共団体を除く。）であり、大崎上島町内を使用の本拠地とする次世代自動車（ただし、車両の初度登録が令和6年4月以降のものに限る）を購入した場合です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者となりません。

- (1) 町税（延滞金含む）の滞納がある者
- (2) 大崎上島町暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等である者
- (3) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者

5 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる次世代自動車を新たに購入する事業です。

補助対象車両の要件は、次に掲げるとおりです。

補助対象車両	補助対象車両の要件
電気自動車 (EV)	<p>(1) 搭載された蓄電池によって駆動される電動機のみを原動機とする検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車（当該自動車検査証において、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第22号又は第29号の規定による記載のあるものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。</p> <p>(2) 経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金要綱の規定に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業（以下「CEV補助金」という。）の対象として承認を受けたものであること。</p>
プラグイン ハイブリッド 自動車 (PHV)	<p>(1) 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車であること。</p> <p>(2) CEV補助金の対象として承認を受けたものであること。</p>
燃料電池自動車 (FCV)	<p>(1) 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とする検査済自動車であること。</p> <p>(2) CEV補助金の対象として承認を受けたものであること。</p>
超小型モビリティ	<p>(1) 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とする検査済自動車であること。</p> <p>(2) CEV補助金の対象として承認を受けたものであること。</p>

6 補助金の額

補助金の額は、1台につき20万円です。

※ 補助金の対象となる次世代自動車は、1世帯又は1法人につき1台までです。

7 申請スケジュール

	申請者	大崎上島町
申請 (導入・ CEV補助金交付決定後)	交付申請書・添付書類	交付決定通知書 兼額決定通知書
支払		振込み

※ 大崎上島町への申請は、CEV補助金の交付決定通知書兼額の確定通知書が届いた後となりますので、注意してください。

8 書類記入上の注意

- 書類に不備、不足がある場合は、申請を受理できなかつたり、補助金の支払いができなかつたりしますので、申請者（代理人を定めた場合は代理人）の責任において必要書類を揃えていただくようお願いします。
- 申請書類は、パソコン入力又は黒色のボールペンで丁寧に記入してください。消えるボールペンや鉛筆は使用しないでください。
- 申請書類に押印する印鑑は、全て同一のものを使用してください。
- 申請書類の訂正には、修正テープ又は修正液は使用しないでください。
二重線で訂正し、訂正印を押してください。
- 申請関係書類は返却しません。必要な場合は、事前にコピーを取ってください。

9 申請から交付までの必要書類等

(1) 補助金の交付申請

次世代自動車を導入し、CEV補助金の補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書到着後、次の書類を提出してください。

(ア) 大崎上島町次世代自動車導入促進補助金交付申請書（様式第1号）

(イ) 世帯全員の住民票の写し（申請者が個人の場合に限る。）

※ 交付申請書を提出する以前3か月以内に交付された原本を提出してください。

(ウ) 大崎上島町内に事務所または事業所を有することを証明する書類

（申請者が法人の場合に限る。）

※ 所在地証明書、履歴事項全部証明書など公的機関が発行したものに限りません。

※ 交付申請書を提出する以前3か月以内に交付された原本を提出してください。

(エ) 町税等（延滞金を含む。）の滞納がないことを証明する書類

※ 交付申請書を提出する以前3か月以内に交付された原本を提出してください。

(オ) 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し

(カ) CEV補助金の補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し

(キ) 補助金交付申請事務を委任する場合は委任状

※ 申請者本人以外の方が申請に来られる場合に提出してください。

(ク) 口座振替依頼書（町に口座登録がない方）

※ 指定する金融機関口座は、原則、申請者本人名義のものに限りません。

(ケ) その他町長が必要と認める書類

申請に必要な書類のうち、次の3点は役場の各窓口で取得できます。

それぞれの書類の取得方法については、各窓口にお問い合わせください。

【本庁】

(イ) 世帯全員の住民票写し …住民課 ☎0846-65-3113

(ウ) 法人などの所在地証明書 …税務課 ☎0846-65-3114

(エ) 町税等の滞納がない証明書 …税務課 ☎0846-65-3114

【大崎支所】 (イ)～(エ) …住民課大崎窓口係 ☎0846-64-3510

【木江支所】 (イ)～(エ) …住民課木江窓口係 ☎0846-62-0300

(2) 補助金の交付決定兼額確定

町では、書類審査（必要に応じて現地確認）を行い、補助金の交付を決定したときは、その旨を大崎上島町次世代自動車導入促進補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により通知します。

また、補助金を交付しない決定をしたときは、その旨を大崎上島町次世代自動車導入促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知します。

(3) 補助金の支払い

大崎上島町次世代自動車導入促進補助金交付決定通知書兼額確定通知書の確定日から30日程度で、補助金交付申請時に提出された口座振替依頼書に記載の口座に振り込みます。（振込予定日について事前にお知らせはしませんのでご了承ください。）

10 車両等の管理について

補助金の交付を受けた方は、本補助金を受けて設置した補助対象設備を適正に管理してください。また、車両の初度登録の日から起算して4年（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでは、補助対象設備を、補助金の交付目的に反して使用し、廃棄し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供することはできません。

処分制限期間内に処分する場合には、処分する前に、大崎上島町次世代自動車導入促進補助金補助対象財産処分承認申請書（様式第5号）を提出し、必ず町長の承認を受けてください。なお、やむを得ない場合を除き、使用年月に応じて補助金の返還が必要となります。

処分制限期間内に町長の承認なく処分を行った場合には、補助金交付決定を取り消し、大崎上島町次世代自動車導入促進補助金交付決定取消通知書兼額確定取消通知書（様式第4号）によって通知し、補助金の返還を命じます。

また、補助金の交付を受けた車両の導入や補助金の申請に関する書類を整理し、車両登録の日から起算して4年を経過した日の属する会計年度の末日（3月31日）までは保管しておいてください。

大崎上島町補助金等交付規則第23条の規定により、町が必要に応じて車両等の状況調査を行う場合があります。

11 補助金の返還について

補助金の交付を受けたあとも、申請が虚偽又は不正の事実によるものだった場合や、補助金の交付の条件に違反した場合などには、補助金交付決定を取り消し、大崎上島町次世代自動車導入促進補助金交付決定取消通知書兼額確定取消通知書（様式第4号）によって通知し、補助金の返還を命じます。

必ず交付要綱やこの手引きの内容をよく確認の上、申請してください。

なお、処分制限期間内に町長の承認を得て車両を処分する場合にも、使用年月に応じて補助金の返還が必要になることがあります。

その場合の基本的な計算方法は次のとおりです。

ただし、天災など理由によっては返還の対象とならないこともありますので、まずは環境衛生課にご相談ください。

補助金返還額の計算方法
(町長の承認を得て車両を処分する場合)

$$\begin{array}{c} \mathbf{200,000円} \\ \mathbf{(補助金額)} \end{array} \times \frac{\mathbf{残存月数(※)}}{\mathbf{48か月}}$$

※ 残存月数=48か月(処分制限期間)－経過月数
経過月数には、車両登録月と処分月の両方を含めます。

※ 補助金の返還が済むまでは、新たに補助金の申請をしたり交付を受けることはできません。